知的財産関連三条約、上院が承認

2007年12月10日 JETRO NY 澤井、中山

上院は7日、知的財産関連三条約(特許法条約 1 、ヘーグ協定ジュネーブアクト 2 、商標法シンガポール条約 3)に対し、特段の異論なく、これを承認した 4 。

同三条約の議会審議に関しては、9月11日に外交委員会でマークアップ(逐条審査)⁵され、上院の助言と承認を得るために11月27日に本会議に報告されていたところ。米国では、合衆国憲法第2条第2項第2節により、大統領は上院の出席議員の3分の2の賛成による助言と承認を得て条約を締結する権限を有する⁶とされており、今回の上院の承認を経て、政府は各条約の加盟手続を行うこととなる。

なお、ヘーグ協定ジュネーブアクトに関する大統領メッセージや三条約に対する先の公聴会⁷での USPTO の Boland 部長の証言⁸などによれば、商標シンガポール条約以外の二条約については、現行米国特許法の一部改正が必要とされており、これら条約の関連法改正や批准の時期は、現時点では明らかにされていない。

(了)

¹²⁰⁰⁶年9月8日付け知財ニュース「米国が特許法条約(PLT)批准手続を開始」を参照

² 2006 年 11 月 15 日付け知財ニュース「米国がヘーグ協定ジュネーブアクト批准手続を開始」を参照

³ http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/singapore_treatv.htm

⁴ 110 議会承認条約一覧: http://www.senate.gov/pagelayout/legislative/one_item_and_teasers/trty_rtf.htm 議会記録(抜粋): http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getpage.cgi?dbname=2007 record&page=S15036&position=all

⁵²⁰⁰⁷年9月12日付け知財ニュース「上院外交委員会、知的財産関連三条約をマークアップ」を参照

⁶ 憲法第 2 条第 2 項第 2 節の一部抜粋: He (The President) shall have power, by and with the advice and consent of the Senate, to make treaties, provided two thirds of the Senators present concur;

⁷2007年7月17日付け知財ニュース「上院外交委員会、知財関連三条約に関し公聴会開催」を参照

http://www.senate.gov/~foreign/testimony/2007/BolandTestimony070717.pdf